平成２２年（フ）第１０８号
長崎県長崎市葉山２丁目16番３号　シティハイム葉山102号
債務者　川瀬　愛子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
長崎県長崎市西町31番８号
債務者　佐々木浩美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
長崎県長崎市椎の木町19番13号　サザンテラス椎の木206号、旧住所長崎県長崎市平瀬町68番地37　七福マンション102号
債務者　田口　豊子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｈ棟204号、前住所長崎市琴海戸根町3313番地１
債務者　内田　尚宏
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
長崎県諫早市小長井町遠竹348番地２
債務者　新宮　誠子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
長崎県諫早市多良見町木床1486番地１　拓アパートＦ棟、前住所長崎市天神町12番46号
債務者　荒木　哲生
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
宮崎県日向市大王町５丁目18番地
債務者　成合　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６５号
宮崎県延岡市鶴ケ丘１丁目３番26号
債務者　小濵　武徳
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６０号
千葉県市川市鬼高１丁目６番６号
債務者　平澤　邦枝
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７７号
千葉県市原市ちはら台西３丁目９番地11
債務者　山瀧　孝行
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８４号
千葉県八千代市勝田台５丁目35番地19グリーンタウン勝田台Ｂ―202号
債務者　鈴木　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８７号
千葉県習志野市藤崎４丁目11番８号セブンハイツ205号
債務者　ＳＥＩＤ　ＡＢＵＢＡＫＡＲ
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３５号
千葉県船橋市三咲２丁目２番３号ムトウビル302号
債務者　石井　康弘
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４３号
千葉市若葉区高根町138番地の２
債務者　大塚レイ子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５５号
千葉市若葉区西都賀２丁目16番４号　ロイヤルパレスシマ110号
債務者　横地　由佳
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５７号
千葉市花見川区幕張町４丁目646番地45
債務者　高名佐知子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６９号
千葉県習志野市秋津４丁目19番16号
債務者　北野　　照
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係